



発行 新潟県  
**第 12 号**  
 令和2年2月14日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 151 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 152 公共測量の終了通知（監理課）
- 153 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 154 都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）
- 155 港湾計画の変更（港湾整備課）

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰（スポーツ課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第151号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚 数	免税軽油引取に係る販売業者
50リットル	N04756681～N04756684 N04756689～N04756700	16	新潟県新潟市北区松浜東町1-11-26 此村石油株式会社 神谷内給油所

◎新潟県告示第152号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 令和元年9月1日から令和元年12月26日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第153号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称  
阿賀野市
- 2 事業の種類

道の駅「(仮称)あがの」整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

阿賀野市下黒瀬字前川原、窪川原字柳島及び窪川原字古阿賀地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅「(仮称)あがの」整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、阿賀野市一般会計予算等により本件事業に係る財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

阿賀野市では、平成28年に「阿賀野市総合計画(2016-2024)」を策定し、五頭連峰、五頭温泉郷、瓢湖等の自然環境、阿賀野川の恵みによって営まれる農業、窯業等の地場産業など、地域資源を活かしたまちづくりを推進することとしている。

しかしながら、地域の観光資源の認知度は低く、市内への観光客数は、年々減っている状況にある。

また、阿賀野市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化とともに離農者数が年々増加しており、担い手の確保・育成が困難な状況となっている。

さらに、阿賀野市の人口は、平成7年から年間約200人のペースで減少が続いており、合計特殊出生率は、平成26年に県内市町村の中で最も低くなるなど、人口減少、少子化が深刻な課題となっている。

本件事業は、令和4年に開通予定の国道49号阿賀野バイパスの整備と併せて、道の駅を整備し、地域の特産品を販売・PRする農産物直売所、物産販売所、飲食施設、地域の観光資源をPRする情報発信コーナーのほか、子育て支援に資するプレイルームや市内外の人々の交流の場となる多目的広場を設置するものである。

また、国道49号は、第1次緊急輸送道路に指定されていることから、防災拠点としての機能も担えるよう、受水槽や無線LAN設備を設置するとともに、多目的広場をヘリコプターの離着陸場として活用することとしている。

本件事業の実施により、阿賀野市の地域資源の魅力を発信する新たな地域振興施設が整備されることで、観光客等の交流人口の増加や地域活性化、農産物等の需要拡大による農業等の産業振興、子育て環境の充実による定住促進や出生率の向上が見込まれるほか、防災拠点として、災害等に対する地域防災力の向上が図られることから、本件事業は公益に大きく資するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずることとしており、また、本件起業地は、近隣住家から100メートル以上の距離を確保していることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)による国内希少野生動植物種、環境省及び新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法による史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

##### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、事業に必要な面積が確保できることを前提に、国道49号阿賀野バイパス沿道の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、阿賀野市における最上位計画である「阿賀野市総合計画（2016－2024）」及び「阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に主要事業として掲げられており、地元住民からも早期整備を求める要望書が提出されている。また、令和4年に予定されている国道49号阿賀野バイパスの開通に合わせて整備を行うことで、より一層の事業効果の発現が見込まれることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

阿賀野市役所 産業建設部 建設課

◎新潟県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 湯沢都市計画下水道

名称 湯沢町公共下水道

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第155号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、両津港港湾計画を次のとおり変更した。

令和2年2月14日

両津港港湾管理者

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

1 港湾計画の変更年月日

令和2年2月6日

2 港湾計画の変更の概要

(1) 旅客船ふ頭計画

地区名	施設	能力
湊地区	岸壁 ふ頭用地	水深7.5m 2バース 延長90m 面積6ha

(2) 水域施設計画

地区名	施設	能力
湊地区	泊地	水深7.5m 面積1ha

(3) 土地造成計画

地区名	用途	能力
-----	----	----

湊地区	ふ頭用地	面積 1 ha
(4) 土地利用計画		
地区名	用途	能力
湊地区	ふ頭用地	面積12ha
	港湾関連用地	面積 1 ha
	都市機能用地	面積 1 ha
	交通機能用地	面積 2 ha
	危険物取扱施設用地	面積 1 ha
	緑地	面積 4 ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

新潟県佐渡地域振興局地域整備部港湾空港庁舎

公 告

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和2年2月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 被表彰者

氏 名 住所地の市区町村等  
松井 浩亮 新潟市

2 表彰日

令和2年2月4日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、耳鼻咽喉ビデオスコープの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

耳鼻咽喉ビデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和2年2月25日（火）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。